**第18条　移動の自由と国籍の指標例**（JD仮訳）

他の人と平等な移動の自由、居住地の選択の自由、および国籍取得の自由

**特質**

・　移動の自由

・　国籍取得の権利

・　身分証明と記録

・　出生登録

**構造指標**

**18.1** 以下の目的の法律が制定されていること。

- 障害のある人が他の人と平等に入国・出国する権利を確保する。

- 入国・出国の資格基準において機能障害に基づく差別をしない。

- 国の出入国手続きおよび関連手続きにおいて合理的配慮の提供を確保する。

**18.2** 以下の目的の法律が制定されていること。

- 障害のある人が他の人と平等にその国の国籍を取得する権利を確保し、機能障害を理由に国籍を奪われないようにする。

- 帰化手続きが障害のある人にとって利用しやすいことを確保する。

- すべての帰化および市民権の手続きにおいて、合理的配慮の提供を確保する。

**18.3** 以下の目的の法律が制定されていること。

- 障害のある人がアクセシブルで手頃な料金の手続きで身分証明書を取得する権利を確保する**[[1]](#endnote-1)**。

- 身分証明書の取得のためのすべての手続きにおいて、合理的配慮の提供を確保する。

**18.4** 以下の目的の法律が制定されていること。

- 出生直後のすべての子どもの普遍的で無料の登録を確保する**[[2]](#endnote-2)**。

- 管轄下において、普遍的で無料でタイムリーな出生登録の確保に予算を割り当てる。

- 出生登録データを性別、障害、地理的位置、両親の移住者の身分で分類する法的義務を課す。

**18.5** 障害を理由に移動の自由、国籍と身分証明書の取得の権利を制限したり、移民へのサービスの受給資格を制限したりする法律上の規定がないこと。

**プロセス指標**

**18.6** 居住、帰化／市民権、および身分証明書の取得に関連する手続きに関して、障害のある人による合理的配慮の要請の数と認められた割合。

**18.7** 障害のある人の人権に関する研修を受けた専門職およびスタッフ**[[3]](#endnote-3)**の数と割合**[[4]](#endnote-4)**。

**18.8** 移住、帰化／市民権、身分証明書の取得および関連手続きに関連する法律、政策および手続きの設計、実施、監視に、代表組織を通じての関与を含め、障害のある人が積極的に関与することを確保するために実施された協議プロセス**[[5]](#endnote-5)**。

**18.9**入国、出国、居住、国籍、亡命・難民の地位、または身分証明書の発行に関する認否決定の数と割合。性別、年齢、障害、民族、出身国、必要に応じて拒否の理由別に集計。

**18.10**移動の自由または国籍の権利に関し、障害を理由とした差別を主張する苦情（および／または障害のある人が関与する苦情）で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合。訴えた者に有利と裁定されたものの割合。そして後者のうち政府および／または責務を負う者がその裁定を遵守したものの割合。それぞれ苦情解決の機関別に集計。

**18.11** 現地で利用できる登録施設**[[6]](#endnote-6)**のあるすべての都市および農村の市町村および難民キャンプに居住する人口の割合。

**18.12** 公的機関**[[7]](#endnote-7)**の市民登録官および職員に対する、障害のある人の出生登録**[[8]](#endnote-8)**に関する研修と、そのような研修を受けた職員の割合。

**18.13** 家族、コミュニティ、宗教団体、市民団体を対象とした全国的な出生登録キャンペーンが、障害のある人の代表組織の積極的な参加を得て設計されていること**[[9]](#endnote-9)**。

**成果指標**

**18.14** 居住を希望し、在留を許可された障害のある人の数と割合を、居住を希望し、在留を許可されたその他の人と比較したもの。年間の数値について性・年齢・障害別に集計。

**18.15** 国籍を申請し、取得した障害のある人の数と割合を、国籍を申請し、取得した他の人と比較したもの。年間の数値について性・年齢・障害別に集計。

**18.16** 無国籍者総数と比較した、障害のある無国籍者の数と割合。性、年齢、障害別に集計。

**18.17**少なくとも 1 つの身分証明書を所持している人の割合。性、年齢、障害別に集計。

**18.18** 出生が登録されている人の割合。性、年齢、および障害別に集計。

**18.19** ５歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合、年齢別（SDG指標16.9.1）、性、障害、居住地、および家計の五分位別に集計。

**付属資料**

（翻訳：佐藤久夫、高島恭子）

1. 特に少数民族の障害のある人、農村部に住む人、施設に住む人に重点を置いて。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 農村や難民キャンプで生まれた子どもも含めて。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 特に、法の執行と国境管理、司法、社会・保健サービス、難民や避難民のための収容所での人道援助の関係者。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 研修には、障害への人権に基づくアプローチ、非差別、合理的配慮の提供、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ（アクセシブルな情報通信を含む）も含まれるべきである。 [↑](#endnote-ref-4)
5. この指標では、CRPD第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する意思決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行なった具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加方法や仕組みを含む）を検証することが求められている。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする。

- 情報を適切にアクセスしやすく提供する。

- 障害のある人の団体が自由に意見を表明する際に、情報を保留したり、条件を付けたり、妨げたりしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 登録施設は、病院や学校などに設置されていてもよいし、移動式の登録ユニットとして配備されてもよい。この指標は、自分の地域社会内でその施設を利用できる人に焦点を当てている。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 国レベルから市町村、社会サービス、教育、保健スタッフを含む地方レベルまで。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 特に農村部や先住民族のコミュニティにおいて。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 地方の言葉や先住民族の言葉が使えることにより、障害のある子どもが利用しやすく、また含まれるもの。 [↑](#endnote-ref-9)